

## 社会福祉法人福愛会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人福愛会（以下、「法人」という。）の定款第9条並びに第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法45条の34第1項第3号に定める報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴う交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の額及び支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤役員一人当たりには支給する報酬総額は年間20万円以内とする。また、非常勤役員等に支給する報酬は別表1で定める額とする。
- (2) 非常勤役員等の退職慰労金は、別表2で定めた基準により支給する。

### (報酬の支給方法等)

第4条 非常勤役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、その金額を現金により本人に支給する。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち旅費（宿泊費を含む）については、職員旅費規程を準用するものとする。
- 3 費用のうち役員等慶弔見舞金については、職員慶弔見舞金規程を準用するものとする。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成29年6月8日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 非常勤役員等の報酬

	日 額	備 考
理 事	10,000 円に源泉課税を加算した額	理事会等及び法人用務へ出席
監 事	10,000 円に源泉課税を加算した額	理事会等、法人用務、監事監査へ出席
評議員	10,000 円に源泉課税を加算した額	評議員会及び法人用務への出席

別表第2 役員等の退職慰労金

非常勤	退職慰労金額
理事長	30,000 円×在任年数
理 事	10,000 円×在任年数
監 事	10,000 円×在任年数
評議員	5,000 円×在任年数

\*在任年数は、就任月から退任月までを通算し、6か月未満は切り捨て、6か月以上は1年に切り上げる。また、特に功労のあった場合は、1.5倍を上限とした功績倍率を乗じて支給することができる。